

「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用規則

令和 5 年 7 月 19 日

奈良文化財研究所規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、奈良文化財研究所（以下「奈文研」という。）が著作権を有する、「キュートぐみ【宮都組】」キャラクターのイラスト（以下「イラスト」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、奈文研および平城宮跡をはじめとする遺跡や考古学、文化財の教育普及ならびに広報（グッズ販売を含む。）に寄与することを目的とする。

(使用許諾の申請)

- 第2条 イラストを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）はあらかじめ「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用許諾申請書（別紙様式1）に、必要書類を添えて、奈良文化財研究所長（以下「所長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 使用するイラストの著作権を奈文研とイラスト制作者とで共有する場合においては、イラスト制作者からも使用許諾の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、イラストの使用が、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合は、この限りではない。

(使用許諾の承認)

- 第3条 所長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を許諾することができる。許諾に当たって、所長は、必要に応じ条件を付することができる。
- 2 所長は、前項に規定する使用許諾を行った場合は、「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用許諾書（別紙様式2）により使用申請者へ通知するものとする。

(使用許諾の制限)

- 第4条 所長は、前条の規定にかかわらず、使用申請者のイラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許諾しないものとする。
- (1) 奈文研の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき
 - (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められるとき
 - (4) 奈文研の業務に支障をきたすおそれがあると認められるとき
 - (5) 本規則又は奈文研職員の指示に反するおそれがあると認められるとき
 - (6) 第三者の利益を不当に害するおそれがあると認められるとき

- (7) 特定の個人、団体、法人又は商品等を特別に支援している誤解を与えるおそれがあると認められるとき
 - (8) 特定の政治、宗教又は思想若しくはそれに類する主張を表現したものと認められるとき
 - (9) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき
 - (10) その他、所長が適当でないと認めるとき
- 2 所長は、前項の規定により前条の使用許諾を行わない場合は、「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用不許諾書（別紙様式3）により使用申請者へ通知するものとする。

（使用許諾内容の変更）

第5条 第3条の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が、当該使用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、同条に規定する手続きに準じて変更に関する手続きを行うものとする。

（遵守事項）

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、別に奈文研が定める「キュートぐみ【宮都組】」デザインマニュアルに従うこと。「キュートぐみ【宮都組】」デザインマニュアルによらない場合、「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用許諾申請書（別紙様式1）の提出に際し、その事由を明示すること。
- (2) イラストの使用に当たっては、使用許諾を受けた内容に限ること。
- (3) 許可条件に基づき、著作権者の表示を、使用許諾対象物又はその包装等に表示すること。
- (4) 許可条件に基づき、使用許諾対象物又はその包装等には、販売者又は製造者の名称を明示すること。
- (5) 使用許可条件に従った仕様・媒体で、奈文研に完成見本を提出すること。

（使用料）

第7条 イラストの使用料は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とし、奈文研が発行する請求書に記載している支払期日までに支払うものとする。

- (1) 商品及びその販売促進物の場合
商品の販売小売価格（消費税及び地方消費税を含む）にその生産予定数を乗じて算出される金額に5パーセントを乗じて得た額
- (2) 販売を目的としない配布物の場合
使用許諾対象物の総製作費用（消費税及び地方消費税を含む）に5パーセントを乗じて得た額

(3) その他

前2号によりがたい場合は、所長が別に指定する額

(使用料の免除)

第8条 前条の規定にかかわらず、所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、イラストの使用料を無償とすることができる。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人又は国立大学法人等が教育、学術又は文化・芸術に関する事業の用途に供することを目的に申請する場合
- (2) 平城宮跡歴史公園運営にかかる関係団体が、教育、学術又は文化・芸術に関する事業の用途に供することを目的に申請する場合
- (3) 奈文研が主催する事業に協力する場合（ただし販売目的とするものは除く）
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道を目的とする場合
- (5) その他、所長が無償と認める特段の事情がある場合

(使用許諾の取消し)

第9条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した申請書、若しくは添付書類の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第4条第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合
- (3) 第6条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他使用許諾の継続が不適當であると認められた場合
- (5) 前1号から4号の事項が判明した時点で、支払済みの使用料は返還しないものとする。

2 所長は、前項の規定により使用許諾の取り消しを行った場合は、書面により当該取り消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により使用許諾の取り消しを受けた者は、使用許諾取り消しの日から使用許諾対象物等にイラストを使用することはできない。

4 所長は、使用許諾の取り消しを受けた者に対して、使用許諾の取り消しを受けた使用許諾対象物等を、使用許諾の取り消しを受けた者の負担にて回収等の措置を請求することができる。

5 所長は、使用許諾の取り消しを受けた者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わない。

(使用に関する権利)

第10条 使用者は、使用許諾を受けた権利を第三者に譲渡、転貸、承継、再許諾、又は担保に供することができない。

(損失補償等)

- 第11条 奈文研は、使用許諾に係る使用者に生じた損失補償について、一切の責任を負わない。
- 2 奈文研は、使用者が使用許諾対象物により第三者に損害又は損失を与えた場合について、一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、故意又は過失により奈文研および制作者に損害又は損失を与えた場合、奈文研およびイラスト制作者に賠償又は補償するものとする。

(その他)

- 第12条 この規則に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

別紙様式 1

「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用許諾申請書

年 月 日

独立行政法人国立文化財機構

奈良文化財研究所長 殿

申請者

住所・所在地

法人・団体名

部署・役職

代表者氏名

「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用規則を遵守し、その使用について、下記のとおり申請します。

申請区分 ・該当の□を■にする	☐ 新規 ☐ 変更（許諾日付及び文書番号： ）
使用するイラスト※1 ・イラスト管理番号 (例)CT-SE-01	別紙使用対象物一覧表のとおり
使用対象物の名称	
使用区分 ・販売小売価格、総制作費用 は消費税及び地方消費税を 含めること ・該当の□を■にする	☐ 商品及びその販売促進物 (販売小売価格：) (生産予定数：) ☐ 販売を目的としない配布物 (総制作費用：) ☐ その他 ()
具体的な内容 ・配付・販売場所、掲載広報 媒体、ウェブサイト URL 等	
使用期間※2	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者連絡先	部署・役職： 氏 名： 電 話 番 号： E - m a i l：

※1 別紙使用対象物一覧表に記入してください。

※2 期間が定まっている場合は期間を記入し、定まっていない場合は使用開始日を記入してください。

・次の書類を申請書に添付してください。

1. 法人・団体の概要がわかる資料（会社概要等）
2. 使用対象物がわかる資料（企画書等）
3. デザイン上の使用形態がわかる資料（デザイン画等）
4. 制作者の使用許諾書（奈良文化財研究所以外の著作権者がいる場合）

・変更申請の場合は、変更箇所がわかるよう記入してください。

使用対象物一覧表（商品及びその販売促進物）

使用する イラスト	イラスト 管理番号	使用対象物の 名称	区分	販売小売価格 (円)	生産予定数 (数量)	具体的な内容	使用期間
			商品及びその 販売促進物				〽
			商品及びその 販売促進物				〽
			商品及びその 販売促進物				〽
			商品及びその 販売促進物				〽
			商品及びその 販売促進物				〽
			商品及びその 販売促進物				〽

※販売小売価格は消費税及び地方消費税を含む

別紙一覧表

使用対象物一覧表（販売を目的としない配布物）

使用する イラスト	イラスト 管理番号	使用対象物の 名称	区分	総制作費用 (円)	具体的な内容	使用期間
			販売を目的 としない 使用対象物			〃
			販売を目的 としない 使用対象物			〃
			販売を目的 としない 使用対象物			〃
			販売を目的 としない 使用対象物			〃
			販売を目的 としない 使用対象物			〃

※総制作費用は消費税及び地方消費税を含む

※総制作費用の内訳を添付する（例：デザイン費、印刷費、材料費等を記載）

独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所長

「キュートぐみ【宮都組】」イラストの使用に関する以下の申請について、許可条件を遵守することを条件に許諾する。

申請区分 ・該当の□を■にする	□ 新規 □ 変更（許諾日付及び文書番号： ）					
使用するイラスト	使用するキャラクター名			イラスト管理番号		
使用対象物の名称						
使用区分	☐ 商品及びその販売促進物 （販売小売価格： ）（生産予定数： ）					
	☐ 販売を目的としない配布物 （総制作費用 ： ）					
	☐ その他（ ）					
具体的な内容						
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
担当者連絡先	部署・役職：					
	氏 名：					
	電 話 番 号：					
	E - m a i l：					

イラストの使用料	・イラストの使用料は、●●●●円とする。 ・別途発行する請求書に記載された金額を、指定の金融口座に期限までに振り込むこと。 ・イラストの使用料は、「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用規則 第8条第1項第●号に該当するため、免除とする。
----------	--

[illegible]

第 連 文 奈 号
日 月 年 和 令

殿

独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所長

「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用不許諾書

年 月 日付「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用許諾申請について、以下の理由により不許諾とする。

申請区分 ・該当の□を■にする	☐ 新規 ☐ 変更（許諾日付及び文書番号： ）										
使用するイラスト	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">使用するキャラクター名</th> <th style="width: 50%;">イラスト管理番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	使用するキャラクター名	イラスト管理番号								
使用するキャラクター名	イラスト管理番号										
使用対象物の名称											
不承諾とする理由	「キュートぐみ【宮都組】」イラスト使用規則第４条第１項第●号に該当すると判断できるため。 デザインマニュアル記載の禁止事項に抵触しているため。 等										
担当者連絡先	部署・役職： 氏 名： 電 話 番 号： E - m a i l：										